

令和6年度

# こども応援助成金

～地域におけるこども支援活動に助成します～

## 応募要領

《募集期間 令和6年4月15日（月）～5月10日（金）》

### こども応援助成金とは

市民グループによる子育て支援活動等に対して、こども応援助成金を交付する制度です。

交付対象となる活動は、子育ての不安・負担感を軽減したり、地域における次代の親の育成に資する「子育て支援活動」や、地域における児童虐待や青少年非行の防止、早期発見、早期対応に資する「児童健全育成活動」等です。

### 《助成対象活動》

市内に在住し、在勤し、又は在学する概ね5人以上の人から構成されたグループが行う活動のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

- 明石市内で活動すること。
- 地域における自主的かつ主体的な子育て支援活動等であること。
- ※ ①営利を目的とした活動や、②政治、宗教又は思想を目的とする活動、③特定会員のみを対象とした活動は対象外

### 《助成の対象となる活動期間》

年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）を通じて実施する活動を対象とします。

### 《応募方法》

次の①～⑤の書類を郵送かメールでご提出ください。

- ① こども応援助成金交付申請書
- ② こども応援助成金申請チェックシート
- ③ 活動（事業）計画書
- ④ 収支予算書
- ⑤ グループの概要及びグループメンバーの名簿

※ 申請書等は、こども財団のホームページからダウンロードできます。

令和6年5月10日（金）必着

【提出先】公益財団法人こども財団

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 西日本こども研修センターあかし

E-mail info@akashi-kodomo-zaidan.jp

### 《助成コースの内容》

コース区分	助成金の額（上限）
①チャレンジ	10万円
②サポート	5万円
③地域学習支援トライ	40万円
④地域学習支援サポート	20万円

#### ① チャレンジコース

助成は、1グループにつき3回を限度とし（市「こども基金助成金」2013年度（平成25年度）より起算）、その後は同コースへ申請できません（その他のコースへの申請はできます。）。

#### ② サポートコース

①と異なり、申請は何度でもできます。

#### ③ 地域学習支援トライコース

- ・対象者：小学生以上の子ども
- ・活動内容：特別な配慮が必要な子どもに対して、子ども一人ひとりのニーズに応じて、適切な手立て、配慮、工夫ができる活動体制の整備
- ・活動回数：年間30回程度



#### ④ 地域学習支援サポートコース

- ・対象者：小学生以上の子ども
- ・活動内容：放課後等に子どもたちが安心して学習することができる居場所づくりや、勉強を苦手とする子どもたちへの学習指導等
- ・活動回数：年間30回程度

### 《注意事項》

- 1つのグループが同時に①チャレンジコースと②サポートコースの両方を同時申請することはできません。
- 実態として構成メンバーや対象者が同一のグループは、1つのグループとみなします。
- 同一の活動に対して、こども財団の他の助成金を受けることはできません。

### 《地域学習支援トライ・サポートコース Q&A》

Q. 学習支援を2か所（年間30回程度ずつ開催）で行っています。

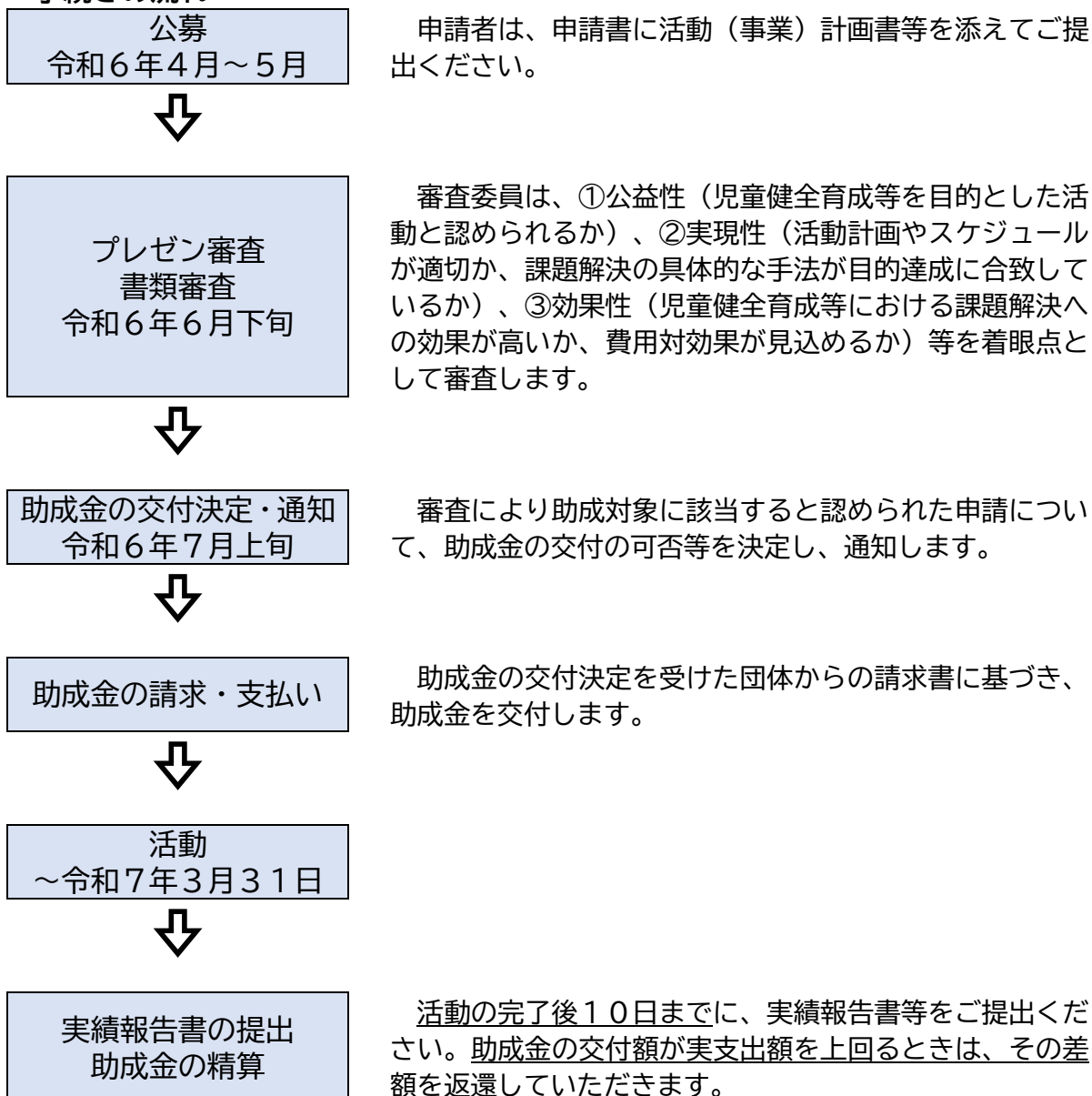
2か所分の申請は可能ですか？

A. 条件を満たせば、同一グループで複数箇所分の申請が可能です。

Q. 学習指導等の内容に指定はありますか？

A. 算数・国語・理科・社会・英語の基礎学力向上につながる学習指導等をお願いします。  
また、体験学習を実施予定の場合は、事前にこども財団にご確認ください。

## 《手続きの流れ》



## 《審査に係る留意事項》

- 審査には、プレゼン審査と書類審査等があります。
- 1ページ《応募方法》③活動（事業）計画書に活動内容等を詳しく記入してください。
- 次の場合は、プレゼン審査となります。なお、これ以外は書類審査等となります。
  - ・初めて申請する
  - ・地域学習支援トライコースを申請する
  - ・コース変更（チャレンジコースからサポートコースへの変更を除く。）して申請する
  - ・初めての申請ではないが、前年度助成金の交付決定を受けていない
  - ・前年度助成金の交付決定を受けたが、年度途中で活動を休止した

### 《助成対象経費》

助成対象経費は、申請期間中にグループが直接支払った費用のうち、次表の費用です。

項目	内容		
消耗品費	事務用品、文房具、活動資材購入費（工作材料、調理材料、絵本や紙芝居購入費、啓発資材の購入費用）等 ※ 商品単価が1万円未満 なお、大型絵本や大型紙芝居については1万円を超える場合でも消耗品として購入可 ※ 飲物代（1人150円程度）、活動に要する調理材料は対象		
印刷費	コピー代、写真プリント代、資料・チラシ作製費等		
食糧費	地域学習支援コースの参加者交流会等における茶菓子（限度額1万円）		
保険料	活動上必要となる保険の掛金		
使用料	施設の使用料、駐車場使用料等		
通信費	郵送費（切手・はがき代等）		
手数料	振込手数料等		
謝礼金	コース	グループメンバー	グループメンバー以外
	チャレンジ	1団体年額上限5千円	助成金の範囲内
	サポート	1団体年額上限3千円	助成金の範囲内
	地域学習支援トライ	1人1回当たり2千円	
	地域学習支援サポート	1人1回当たり2千円	
	※ 研修会等における外部講師はすべてのコースにおいて対象		
旅費	講師、グループメンバー、グループメンバー以外のスタッフの旅費（公共交通機関のみ対象） ※ 実費支払いが原則 ※ 参加者の旅費は対象外 ※ 自動車での移動による旅費（ガソリン代等）は対象外		

### 《助成対象外経費》

項目	内容
人件費	活動に対する報酬としての人件費
食糧費	・参加者、講師等に対する弁当・お菓子代等 ・スタッフの会食に係る経費
参加者 記念品代	・参加者に対する記念品・参加賞等 ・不特定多数に配布するもの
備品購入費	・単価が1万円以上の物品
その他	・慶弔費や見舞金等の経費 ・具体的な用途が定まっていない経費 ※ 助成対象経費でも、用途が不明な経費や、領収書の宛名が異なるものは対象外

## 《対象経費 Q&A》

Q. 参加者の食糧費（弁当・お菓子代）を助成金から支出してもいいですか？

A. 原則、参加者やスタッフ、講師への食糧費は対象外経費です。ただし、地域学習支援トライコース・サポートコースのみ、参加者の交流会等における茶菓子（限度額1万円）は対象です。

Q. 参加者、スタッフ、講師への飲物代について、助成金から支出してもいいですか？

A. 1人150円程度までは対象です。

Q. 公共交通機関を利用せず、自動車で移動しました。その際のガソリン代を助成金から支出してもいいですか？

A. 自動車で移動した際の旅費は対象外です。ただし、駐車場代は助成金の対象です。

Q. スタッフ間の連絡に電話を使っています。電話料金を助成金から支出してもいいですか？

A. 電話料金は助成金の対象外です。

### 【お問合せ先】

公益財団法人こども財団

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

西日本こども研修センターあかし

TEL 078-920-9670

FAX 078-920-9671

E-mail [info@akashi-kodomo-zaidan.jp](mailto:info@akashi-kodomo-zaidan.jp)

受付時間 火～土曜日（祝日除く） 8:55～17:40

